

食品安全委員会第645回会合議事録

1. 日時 平成29年4月11日（火） 14：00～14：38

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「アミノシクロピラクロル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「カズサホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「メタフルミゾン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（2）食品安全委員会の運営について（平成29年1月～3月）

（3）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

（事務局）

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1－1 農薬専門調査会における審議結果について＜アミノシクロピラクロル＞

資料1－2 農薬専門調査会における審議結果について＜カズサホス＞

資料1－3 農薬専門調査会における審議結果について＜メタフルミゾン＞

資料2 食品安全委員会の運営について（平成29年1月～3月）

6. 議事内容

○佐藤委員長 それでは、ただ今から第645回「食品安全委員会」会合を開催いたします。
本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第645回会合）議事次第」に従いまし

て、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○松原総務課長 本日の資料は4点ございます。

資料1－1から1－3までが、いずれも「農薬専門調査会における審議結果について」、資料2が「食品安全委員会の運営について（平成29年1月～3月）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございました。

（1）農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」であります。

本3件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 では、御説明申し上げます。資料1－1から1－3を御用意ください。

まず、資料1－1「農薬評価書（案）アミノシクロピラクロル」についてでございます。

要約については5ページに記載をされております。

本剤は、6ページに記載がありますように、ピリミジンカルボン酸系の除草剤です。国内での登録はございません。今回、初回の審議です。インポートトレランス設定の要請が

なされたものです。

30ページに食品健康影響評価について記載されております。毒性の一覧は33ページ、34ページの表29です。

表29を御覧ください。こちらで御覧いただきますと、ほとんどの無毒性量が100あるいは数百というところで、最小毒性量も1,000 mg/kg 体重/日ですから、毎日急性毒性を行っているぐらい大量を与えているのが最小毒性量で、非常に毒性がある意味では弱いものでございます。バーが引いてあるのは最高投与量まで与えても何も出ない。イヌでは最高投与量まで与えても、90日及び1年で毒性影響が出ていないということになります。これらのうち、最も低い無毒性量が得られたものがラットの2世代繁殖試験ということになっております。こちらはラットの2世代繁殖試験で認められました体重増加抑制等の影響を毒性指標として無毒性量91.9 mg/kg 体重/日が設定されたものです。

30ページの食品健康影響評価にお戻りください。このように毒性が弱い剤です。今回は牧草ということで、30ページの下から3分の1あたりに記載があるように、各種毒性試験の結果から、畜産物中の暴露評価対象物質として親化合物のみと設定をいただいたものです。先ほど申し上げたように毒性としては非常に弱いもので、主な標的臓器が肝臓あるいは甲状腺といったものです。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められておりません。

急性参照用量につきましては、単回投与によって起きる毒性影響は認められないということで、設定の必要はないと御判断いただいたものでございます。

詳細については、また事務局より説明をお願いいたします。

続きまして、資料1-2のカズサホスは第4版、資料1-3のメタフルミゾンも第4版ですので、今回、主に急性参照用量の設定を農薬専門調査会で評価していただいたものですので、その部分について主にと、あとは追加した部分等について御説明を申し上げたいと思います。

カズサホスは、名前のおり有機リン剤でございます。実を申しますと、今回、カズサホスで日本にのみ新しく提出されたデータがございます。その試験が、29ページ「14. その他の試験」、コリンエステラーゼ活性阻害検討試験というものでございます。ラットの試験ですけれども、ラットに単回、各種用量で投与いたしまして、投与4時間後にコリンエステラーゼの測定をしているという試験です。これはこの4時間後というのが非常に重要でございまして、急性神経毒性試験ですと通常、投与は単回なのですけれども、測定は14日後ということになりますので、コリンエステラーゼの測定をしても既に戻ってしまっているということもありまして、このようなものについて14日後の測定というのは余り毒性学的意義はないのですが、今回は4時間後という非常にタイムリーな時に測定をしているという実験でございます。

この試験の結果から、2.5 mg/kg 体重以上の雌雄で、本剤の最も鋭敏な指標であります赤血球のコリンエステラーゼの活性阻害が認められたことから、無毒性量を雌雄とも0.5

mg/kg 体重と御判断いただいたものです。

こちらにつきまして、36ページ、表24を御覧ください。単回経口投与等に生ずる可能性のある毒性影響ということで一覧がございます。実を申しますと、この試験では、急性神経毒性試験が既に提出されておまして、これの無毒性量が0.02といった先ほどよりも低い無毒性量が得られているのですが、よく見ますと、これは非常に投与量というものの幅があいておまして、0.02の上は25という100倍近く公比があいている適切ではない試験のために、専門調査会としては、日本で新しく提出された試験が適切な試験であろうと御判断いただいたものです。

この結果をもとに急性参照用量につきましては、32ページの中ごろに記載されておりますけれども、得られた無毒性量0.5 mg/kg 体重をもとに安全係数100で除した値、0.005 mg/kg 体重をARfDといたしました。参考として記載されております2009年のJMPR、2009年のEFSAよりも高い値になっておりますけれども、これらの試験は今回の試験を用いないデータでございますので、設定根拠となった試験が異なるということから、日本はより適切なARfDを設定していただけたものと思っております。

農産物中の暴露評価対象物質は、カズサホスのみということで御判断いただいております。ADIについては、変更はございません。

3剤目、資料1－3、メタフルミゾンでございます。この剤は既に4版目なのでございますけれども、毒性といたしましては、げっ歯類におきまして忌避が出たものですから、普通は混餌で行うものが多いのですけれども、強制経口といった投与方法がとられております。

食品健康影響評価が47ページからございますが、48ページ、49ページと各国際機関あるいは諸外国における評価結果が出ております。諸外国は、EFSAあるいはUS EPAなどは、混餌投与と強制経口による吸収率の差があるのではないかとということで追加の安全係数が課されております。これはADI及びARfDについても同様です。農薬専門調査会におきましては、この点についても十分御議論いただきました。その結果、諸外国は、アメリカ及びEFSAはこれについて追加の安全係数等を課しているのですけれども、動物代謝及び毒性の専門家の先生方から、この吸収の差はそう大きなものではなく非常に限られた実験、2日間も絶食をしたという特殊な実験から得られたデータで、あえてこの追加の安全係数を掛けることはないということを御判断いただきました。

その結果、特に単回投与によって起きる変化は認められないということで、急性参照用量につきましては、設定の必要はないと御判断いただいたものです。ADIについては、変更はございません。

暴露評価対象物質につきましては、農産物中につきましてはメタフルミゾン及び代謝物D、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質はメタフルミゾンのみと設定いただいたものです。

詳細については、事務局よりお願いいたします。

○関野評価第一課長 それでは引き続き、資料 1－1 から 1－3 を使いまして、少し説明させていただきたいと思います。

まず、資料 1－1 のアミノシクロピラクロルでございます。審議の経緯のところは 3 ページになりますが、本剤は、先ほど説明がありましたとおり、インポートトレランス設定に係る要請ということで、反すう動物の可食部及び乳といったところに関しまして評価依頼が来たものでございまして、昨年 10 月 25 日の本委員会で要請事項説明を受け、その後、評価第一部会を中心に審議を行ってきたものになります。

剤の概要等について、先ほど吉田先生から 6 ページのところの御紹介がありましたので、その説明は省略させていただきます。

めくって 7 ページのところから、動物体内運命試験の結果等がございまして、表 1 もあわせて御覧いただきますと、 T_{max} の値が極めて小さいということで、7 ページの記載では、「投与後 1 時間以内に C_{max} に達し」といった記載等をしているところでございます。

吸収率につきましては 8 ページに記載があり、分布、代謝、排泄といったところについても同じく 8 ページに記載させてもらっていますが、特に排泄のところに関しましては、そのほとんどが投与後 24 時間で排泄されたという結果が得られてございます。

次に、13 ページをお願いいたします。ヤギに関する試験成績でございまして、2 段落目でございますとおり、乳汁中の残留放射能濃度といったものに関しましては、投与 1 日後の $0.015 \mu\text{g/g}$ から経時的に増加して、投与 5 日後で、TAR で申し上げますと 0.032% TAR ということでございました。

次に、19 ページをお願いいたします。今回、海外で作物残留試験の結果がございましたので、19 ページ冒頭、そういった情報を記載してございますけれども、今回の評価依頼の重立った対象として考えられています畜産物に関しまして、(2) として乳牛の試験結果を示してございます。上から 3 段落目のところがございますが、いずれの試料においても親化合物のみが定量限界であります 0.01 mg/kg を超える値として求められてございます。詳しくは別紙 4 にも、それぞれの試験結果について示しているところでございます。可食部の最大残留値に関しましては、この部分の最後の段落に書いてございますとおり、腎臓での値でございました。

毒性のところは、先ほど御紹介がありましたので説明は省略いたしますが、ADI の根拠になりました資料を記したページのみを御紹介いたしますと、25 ページになります。ラットの 2 世代繁殖試験の結果に基づきまして、25 ページから始まる試験の成績が ADI の根拠となりました試験でございます。

食品健康影響評価が 30 ページから始まってございまして、内容につきましては、先ほど説明があったとおりでございます。

次に、資料 1－2 をお願いいたします。カズサホスでございます。殺虫剤になります。

こちらまず経緯のところを説明いたします。今回の評価書案につきましては第 4 版となりまして、4 ページのところに記載がございまして、今回の評価要請に関しましては、残

留農薬基準の変更に伴う要請でございまして、加えて急性参照用量の設定についての検討を専門調査会で行ったというものになります。昨年11月の本委員会で要請事項説明を受けた後、評価第一部会で審議されました。

剤の概要につきましては、9ページを御覧いただければと思います。今回のこの版、カズサホスに関しましては重版でございますので、追加資料の提出があった部分についてのみ紹介いたしますが、記載整備ということで申し上げますと、14ページにございます植物体内運命試験の結果としての（４）ばれいしょですとか（５）トマト、このあたりはJMPRの評価書に記載がございましたので、今回、追記しているということでございます。

そのほか実際に提出された資料に関しましては、先ほど吉田委員からも御説明のあったところでございますけれども、29ページの「14. その他の試験」の（１）のラットの試験でございます。2015年に行われました試験が追加提出されまして、ここから得られました無毒性量に基づいて急性参照用量が設定されているという先ほどの御説明のとおりでございます。また、ADIに関しましては、前回からの版と変更ございません。

次に、資料１－３をお願いいたします。殺虫剤でございます。メタフルミゾンです。

こちらの審議の経過は、4ページのところでございます。こちら先ほどのカズサホスと同様、残留農薬基準の変更に伴う評価依頼ということで、昨年11月22日の本委員会で要請事項説明を受けた後、評価第二部会を中心に審議を行ったものになります。

剤の概要につきましては、11ページを御覧ください。こちら、30ページのところでありますが、畜産物残留試験等につきまして、海外評価書等に倣いまして追記をしている部分が幾つかございますが、そういった記載整備に関しまして、今回提出された資料に関しましては動物体内運命試験のところですので、ページとしては少し戻らせていただきますが、20ページをお願いいたします。20ページの下ほどに（２）ラット②という試験がございます。ここから次の22ページまで続いておりますが、このあたりが今回追加提出された試験成績に基づいて追加記載した部分でございます。

食品健康影響評価に関しましては、47ページに記載がございます。内容につきましては、先ほど御説明のあったとおりで、つけ加える点はございません。

以上、3剤について少し説明させていただきましたが、本日、本委員会で御了解いただければ、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集にかけたいと思っている案件でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員　それぞれ1個ずつあるのですけれども、最初のものはとても毒性が低いとい

うことで分かりましたけれども、6ページの開発の経緯のところで、ちょっと不思議な感じがしたので教えてほしいのです。このものがアミノ酸系除草剤に耐性の広葉雑草に対して殺草作用を有すると書いてあるのですが、アミノ酸系除草剤とはきっとグリホサートとかグリホシネートのことを言うのでしょうか、一般的に言うと非選択性の除草剤で広葉雑草にもよく効くのではないかと思うのです。何でこういう記述があるのか、もし分かったら教えていただきたいのが1つと、あともよろしいですか。

○佐藤委員長 御質問を続けてください。

○村田委員 2つ目のカズサホスのことで2つほど教えてほしいのですけれども、先ほど29ページで、新しい試験でコリンエステラーゼ活性の投与4時間後のものはとても珍しくて、急性もちゃんと評価がしてあるということでしたが、教えてほしかったのは、これは赤血球のものが書いてありますけれども、実際には脳をはかっておられるので、脳の方はどうだったのかが、もし分かったら教えていただきたい。

それから、ARfDのところなのですけれども、先ほど公比が違うという話はすごくよく分かったのですが、ちょっとついていけなかったのですが、JMPRやEFSAのものともこれは値が違うのですね。そのところをもうちょっと詳しく言っていただけますか。それがこのものの質問です。

3点目のメタフルミゾン、これも同じことでARfDのところなのですけれども、これも私はちょっと理解できなかったのですが、単回投与に生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったので、なしというのは分かるのです。これも先ほど説明されていたと思うのですけれども、EFSAとか米国は何かとっているみたいで、イヌの濃縮がどうのこうのというところがよく分からなかったので、もう一回教えていただけますでしょうか。

○佐藤委員長 それでは、2番目のアセチルコリンエステラーゼのところからでよろしいですか。

○吉田委員 そうですね。1番目は、今、私は手元にグリホサートの資料がないので、済みません。事務局、よろしくお願いします。

2つ目のARfDのところですが、まず、この評価年を見ていただきたいのですけれども、32ページ、33ページを御覧いただければよいのですが、JMPRは評価が2009年なのです。そして、EFSAも2009年なのです。ところが、この試験は2015年に新しく行われた試験が提出されているのです。カズサホスですから、この剤もコリンエステラーゼの阻害というのが一番センシティブなエンドポイントとなっています。そうなりますと、単回でコリンエステラーゼがどのぐらい阻害されるかということが一番センシティブなエンドポイントなのですが、各種毒性試験の無毒性量で、36ページの表24を御覧ください。ここの上から5番

目に急性神経毒性試験がございますね。これが0.02の次は25という。

○村田委員 ここは公比が違うというのは分かるのです。

○吉田委員 物すごく大きい。ですから、真のNOAELはこの間にあるだろうということは誰もが思ったので、これをEFSAもJMPRも使っていないのです。何とか他のところでエンドポイントを見つけようと思って苦労して、有機リン系ですから、エンドポイントを見つけてきた。

ただ、これは複数回投与になりますので、真のARfDかどうかは分からなかったというところに、新しく申請者から追加のデータが2015年に出された。だから、このデータはJMPRもEFSAも評価していないのです。日本初で評価した結果、NOAELが0.5というところに求められまして、エンドポイントとしては、この量では少なくとも脳のコリンエステラーゼ。農薬専門調査会では、その基準は赤血球及び脳のコリンエステラーゼが20%以上抑制された時のみ影響。これはある意味ではコンサバティブな評価ですが、EFSA及びJMPRでも同じ診断基準で、ほぼ20%の抑制をもってアドバースとする。実際は50%程度抑制しないと、いわゆるコリナージックな神経症状は出ない、アドバーシティーは出ないらしいのですけれども、一応20%で切ろうというのが国際基準にもなっておりますので、それを使いました。

○村田委員 今のは脳ですか。赤血球ですか。

○吉田委員 赤血球も脳もです。

○村田委員 どちらも。

○吉田委員 ただ、海外ですと、イヌは比較的センシティブなので、イヌよりもげっ歯類の尻尾を使うとか、それはケース・バイ・ケースの場合もございますけれども、日本はイヌであっても、げっ歯類であっても20%というのを一応の基準にしております。

今回、4時間のというのがみそでございまして、これは実を言うと、この試験の前にも一回、どこのポイントで一番コリンエステラーゼが下がるかという確認試験をしまして、その結果、4時間でコリンエステラーゼがしっかり下がることが確認されたので本試験をしているということで、4時間でしっかり下がっているというのは、正しく単回投与による影響を見ているということだと思います。

もう一つのメタフルミゾンでございますけれども、これにつきましては、20ページから始まるラット②、経口投与試験（クレモフォール添加）、次のクレモフォール非添加、③の混餌投与と経口投与の比較という、このあたりを見ていただければいいのですが、③が

一番いいかと思います。ここで混餌と強制経口でどのぐらい吸収率が違うかということが幾つか確認されているのですが、実を言うと、③で表10を見ますと、あとは表中の記載で言いますと、確かに吸収率は混餌投与では23.0%、強制経口では10.8%と強制経口の方が低くなっているんで、強制経口をすると実際の毒性が出ていないのではないかという懸念が生じたのかもしれないのですけれども、ここは私どもの専門委員の先生方に十分議論していただいた結果、この試験方法、2日間絶食させるという非常に極限のような状態をつくって混餌飼料を2時間だけあげたものと、普通の飼料をあげて、その後、強制経口したものではかっている。このたった一つの試験でこの全ての、例えば2年間にもわたることを表現できるかといいますと、そういうことはないだろうと。吸収率の差はトータルに代謝というものを見ていただいた時に、そんなに大きな差はないだろうと御判断いただきまして、追加の係数は要らないと判断いただいたものです。

他の国でも、そこがなければそう大きな差はないのではないかと考えております。

以上です。

もし、事務局から追加説明をしていただけるなら、ありがたいです。

○佐藤委員長 では、お願いします。

○関野評価第一課長 あと残り2ついただいた意見についての報告となりますが、まずはカズサホスの関係で、コリンエステラーゼ活性についての脳での測定値ですけれども、赤血球の結果と異なりまして、脳に関しましては対照群との関係で言うと値が若干、数%プラスマイナスする程度で変化なし、影響なしという結果が得られています。

最初のアミノシクロピラクロルに関してですけれども、6ページのところを御指摘いただきましたが、6ページの下から4行目に書いてございますアミノ酸系除草剤といったものにグリホサートが該当するかという点については、そのとおりでございます。本剤は、それに対して構造式を御覧いただくと全く異なる新しい構造式だということがあるので、比較的これまでアミノ酸系の除草剤が効かなかったものでも効くといった効果を示すことが現に認められているということがあったので、こういう書き方をしているということになります。

○佐藤委員長 村田先生、よろしいですか。

○村田委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 今のカズサホスの脳のコリンエステラーゼの話なのですが、多分、ネガティブなデータは書かないということはあったかもしれないけれども、この場合は、脳ではほとんど変化がなくと書いておいた方がいいような気がするのです。これがコリンエステ

ラーゼの阻害剤だということが分かって、だから赤血球をとったのだということがより明確になるのだと思うのです。これはパブコメに出す話なので、少し時間があるかと思うのですけれども、ちょっと検討願えません。その方が多分、ステートメントがクリアになると思うのです。

他に何か御質問ございますか。

私の方から1点質問ですけれども、最初のアミノシクロピラクロルなのですが、これは反すう動物の可食部及び乳のインポートトレランスということでリスク評価した訳です。我々がADIを決めたのですけれども、実際に残留値みたいなものは、この輸入される畜産物について決められるという理解でいいのですか。

○関野評価第一課長 そのとおりでございまして、基本は19ページのところに出てまいります畜産物の残留試験の結果。詳細には、19ページでも引用していますが、42ページのところにあります別紙4で、各種、乳汁を含めて筋肉ですとか脂肪、肝臓、腎臓等の結果が得られていますので、こういった残留量に対して、国内でどのぐらいそれぞれの部位を食するかといったところとの関係で、日本でどのぐらいの推定摂取量がはじけるかといったところはリスク管理機関の方で検討し、それに基づいて基準値が設定されると考えています。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

他に御質問、御意見等ございませんか。よろしいですか。

それでは、これらの3品目については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 食品安全委員会の運営について（平成29年1月～3月）

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について（平成29年1月～3月）」でございます。

事務局から報告をお願いいたします。

○松原総務課長 資料2に基づいて御報告します。

食品安全委員会の開催につきましては、月ごとに状況を整理してございます。1ページ及び2ページにおいては、1月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられてございます。結果の通知が行われた案件は、農薬「フルチアセットメチル」を始め農薬3品目、動物用医薬品2品目、プリオン1案件、遺伝子組換え食品等2品目1案件並びに薬剤耐性菌1品目でございます。

1月には、これらの他、山本委員が7日付けで任命されたことから御紹介を行うとともに、平成27年度食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」の結果、標準処理期間の達成状況等について報告が行われてございます。

3ページ及び4ページにおいては、2月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられてございます。結果の通知が行われた案件は、農薬「EPN」を始め農薬8品目、農薬及び動物用医薬品1品目、動物用医薬品3品目1案件並びに特定保健用食品1品目でございます。

2月には、これらの他、当委員会が自ら行う食品健康影響評価の取扱い、平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画、平成28年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び平成29年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題並びに平成29年度食品安全確保総合調査課題の決定等が行われてございます。

6ページから10ページまでにおいては、3月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられてございます。結果の通知が行われた案件は、食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項の他、農薬33品目、農薬及び動物用医薬品3品目、動物用医薬品28品目、汚染物質等1案件、かび毒・自然毒等1件、遺伝子組換え食品等1件並びに特定保健用食品1件となっております。

3月には、これらの他、平成29年度食品安全委員会運営計画及び薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画の決定等が行われてございます。

11ページ及び12ページにおいては、専門調査会等の運営状況について、専門調査会等ごと開催回数及び調査審議案件が掲げられてございます。

13ページ及び14ページにおいては、意見交換会の開催等に関する状況が掲げられてございます。意見交換会については6回行われました。講師派遣については9回行われ、そのうち8回においては委員にも御講演いただいております。また、食品関連事業者、研究者等を対象として食品安全に関する理解を深める「精講」について、初めての講座が開催されてございます。

15ページ以降においては、情報提供に関する状況が掲げられてございます。

Facebookについては、1月において18記事、2月において13記事、3月において20記事が提供され、それぞれ約5万4,000件、約4万7,000件、約7万3,000件の閲覧がありました。

ブログについては、1月において5記事、2月において5記事、3月において15記事が提供され、それぞれ約2,600件、約2,700件、約4,500件の閲覧がありました。

メールマガジンについては、引き続き、約1万人の方々に対して、1月においてはいわゆる「健康食品」に関する記事を、2月においては卵に関する記事を、3月においては調理によるリスクマネジメントに関する記事を配信してございます。

報告については、以上でございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

(3) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週4月18日火曜日14時から開催を予定しております。

また、13日木曜日10時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で、14日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、17日月曜日14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第645回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。